

補助金等適正化チェックシート

補助金等の名称	長久手市家庭的保育事業補助金	担当部課	子ども部子ども未来課
---------	----------------	------	------------

基本情報	支出根拠		補助要綱	有	長久手市家庭的保育事業補助金交付要綱					
			根拠法令等	無						
	総合計画	基本目標	2 子どもが元気に育つまち-子ども			会計区分	一般会計			
		政策	2-3 子どもの健やかな成長を支える環境の整備			予算区分	3-2-4 保育園費			
		施策	2-3-2 安心して子どもが過ごせる場の整備			中事業名	地域型保育事業支援事業			
	補助制度開始年度		平成27年度	制度終了(予定)年度	(未定)年度	細節名称	補助金			
	交付先(団体名) 又は対象者		児童福祉法第34条の15の規定により設置され、地域型保育給付の対象として市の確認を受けた保育室の実施者			交付年数【※】	9年			
	会員数【※】		2施設		令和6年4月1日現在	会費【※】	なし			
	他団体への交付【※】		制度上不可能			制度の周知方法【※】	周知せず			
	ガイドラインの適用		適用(予定)	令和6年度						
			例外規定	3(4)エ(イ)・・・民間事業者の参入を促進するために市が設置し、継続的な運用が求められる→必要な額の交付を認める						
	最新年度の補助内容		補助対象経費	保育者の設置に係る経費等						
			補助対象事業費の総額	1,396,000円	補助金額	1,396,000円	事業全体の補助率	100%		
			特記事項	要綱別表参照						

補助金等の目的・内容・効果	目的	(市民生活の維持・向上に資するものか) 保育内容の充実及び安定した保育室の運営を図る。									
	内容	(団体向け補助の場合は補助対象となる活動内容について、個人向け補助の場合は制度概要について記入) 要綱別表参照									
	事業費補助の実績 (団体の主な活動の実績) ※今年度は予定	R3年度実績 (2021)		R4年度実績 (2022)		R5年度実績 (2023)		R6年度予定 (2024)			
		スマイル☆キッズ 124,680円 パセリ保育室 112,490円		スマイル☆キッズ 313,030円 パセリ保育室 1,527,360円		スマイル☆キッズ 183,570円 パセリ保育室 199,830円		スマイル☆キッズ 698,000円 パセリ保育室 698,000円			
		補助対象事業費		237,170円		1,840,390円		383,400円		1,396,000円	
		補助金額		237,170円		1,840,390円		383,400円		予算額 1,396,000円	
	財源	国及び県									
		市(一般財源)		237,170円		1,840,390円		383,400円		1,396,000円	
		その他									
	補助金等の効果 ※今年度は予定		保護者等の多様な保育ニーズに応えるとともに、認可保育所等の受入れ不足を補っている。		保護者等の多様な保育ニーズに応えるとともに、認可保育所等の受入れ不足を補っている。		保護者等の多様な保育ニーズに応えるとともに、認可保育所等の受入れ不足を補っている。		保護者等の多様な保育ニーズに応えるとともに、認可保育所等の受入れ不足を補っている。		
	今後の方向性・担当部署の自由意見		多様な保育ニーズ等に応えるため、引き続き実施する。								

【※】欄は、団体補助のみ

		確認の視点	チェック	左記のチェック内容とした理由
公益性		補助事業（事業の内容）が、市の施策（総合計画）と整合性が図られているか	○	本事業は保育内容の充実及び安定した保育室の運営を目的に行っており、市の施策と整合性はとれているため。
		効果が幅広く市民生活の維持・向上に不可欠なものか	○	市内の家庭的保育事業運営を支援するものであり、欠かせないものであると考えられるため。
		市民ニーズは認められるか	○	
有効性・妥当性		補助金額に見合った効果があがっているか	○	継続的、安定的な事業遂行に必要であるため。
		社会情勢の変化により補助効果が薄れていないか	○	
		少額または申請件数の少ない補助金について継続していく必要があるか	○	
		直近3年間の成果（効果）状況が維持又は向上しているか	○	
		会計処理・実績報告が正確に行われているか【※】	○	
	補助対象経費	公金で補助することが妥当か	○	
		補助率や補助金額（補助対象経費や補助額の設定）は妥当か	○	
		経費の使途は明確か	○	
		基準を逸脱して補助していないか	○	
		運営費的な内容の補助により、補助対象が曖昧になっていないか【※】	○	
		補助金額を超える繰越金の発生はないか【※】	○	
	市の施策的課題の解決につながるものか	○		
	社会情勢、他の自治体の取組状況を踏まえて実施が適切か	○		
補完性・公平性・透明性・他		市民や団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	
		委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が適切か【※】	○	
		補助金を交付する目的が達成されたにもかかわらず、同一対象者に長期間にわたり補助金を支出していないか	○	
		補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか（特権的な恩恵を与えていないか）	○	
		同様の活動を行っていれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか【※】	○	
		補助金の概要、要綱等がホームページなどに掲載されているか	×	補助対象者が限定されるため。
		事業の実施状況（実情）の確認、監査等が適切に実施されているか【※】	○	
	補助事業に類似する事業がある場合に、統合の可能性を検討しているか	×	類似事業が無い。	
総合評価	担当課の評価	評価理由、見直す場合はその内容		
	A			

【※】欄は、団体補助のみ

別表(第3条関係)

番号	補助事業	内容	補助対象経費	補助額
1	経営安定事業	5人型の保育室の入所児童数が、3人未満の場合にも安定した運営が出来るよう支給する。	保育者の設置に係る経費	月額補助基準額364,000円から人数分の平成27年内閣府告示第49号第1条第14項に定める基本分単価(食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合はその80%)を減じた額(千円未満切り捨て)(各月初日現在の児童数が3人未満の場合に限る。)
2	職員加配事業	保育室を運営する際に、国基準(4人以上の入所者がいる場合、補助者が必要)を超えて市基準(複数の入所者がいる場合、補助者が必要)に従い保育補助者を設置する場合に支給する。	保育補助者の設置に係る経費	月額45,000円(月初めの入所児童数が4人未満の場合に限る。)
3	施設借上げ事業	事業をマンション等の一室を借上げて実施する場合に支給する。	事業を実施するために借上げたマンション等の賃料	月額補助基準額75,000円から平成27年内閣府告示第49号第1条第51項に定める賃借料加算(人数割り)を減じた額
4	児童移送事業	連携保育所及び行事(市内遠足等)、病院等へ児童を移送する際に必要な場合に支給する。	連携保育所等へ児童をタクシーなどを利用して移送する際の経費	移送費実費
5	事業所撤去費	事業をマンション等の一室を借り上げて実施している場合において、必要な退去時の修繕費及び事業実施時の物品等の廃棄費用を支給する。	事業を実施するために借り上げたマンション等の退去時の修繕料及び事業終了時等の退去時に必要なごみ等の処分費	(1) マンション等借上げ物件の退去時の修繕料。ただし、225,000円を上限とする。 (2) 事業終了時等の退去時に必要なごみ等の処分費。ただし、80,000円を上限とする。
6	備品費	保育室の開設から5年以上経過した際に、備品費として買替え及び修繕に係る費用を支給する。ただし、1品当たりの買替え費用及び修繕に係る費用が1万円以上のものとする。	次の物品の購入経費 (1) 机、棚等の事務用品 (2) 冷蔵庫、洗濯機等の電化製品 (3) 避難車等の保育備品 (4) その他市長が家庭保育に必要と認めるもの ただし、緊急の場合を除き、購入する前年度までに市と協議すること。	補助対象経費にあたる物品の購入時に支給する。 年額100,000円以内